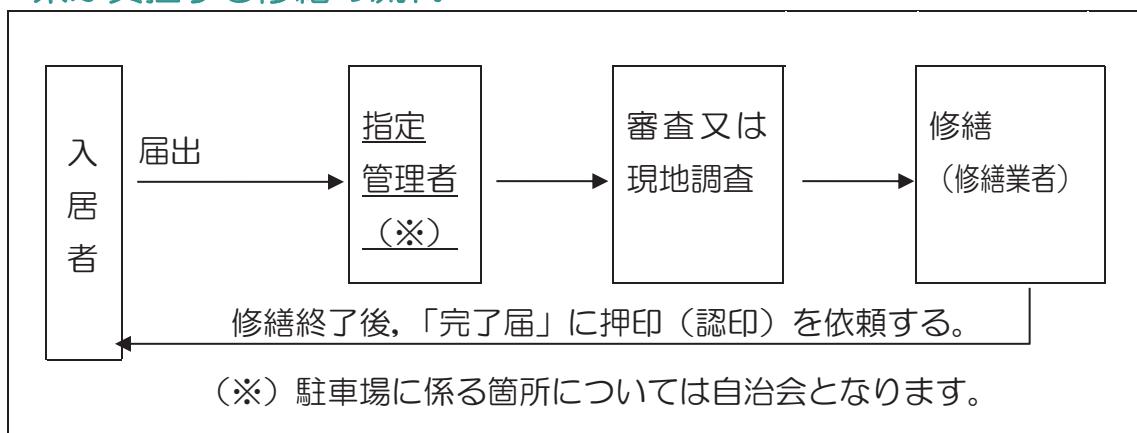


18 修繕について

修繕には、県が負担する部分と、入居者が負担する部分があります。県が負担する修繕については、入居者からお住まいの住宅を管理する指定管理者に連絡されれば隨時実施します。

(1) 県が負担する修繕の流れ



(2) 入居者の修繕費用負担部分

入居者（自治会等も含む）が負担する修繕は、次ページの表のとおりです。

なお、入居者で負担する修繕は、直接業者へ連絡して実施してください。

この場合、特に県の指定した業者ということはありません。

次ページの表のほか、入居者が住宅使用上の不注意等により損傷し、又は、汚損したときの修繕は、入居者負担になります。

したがって、入居者の責任によるもの、社会通念上当然入居者が負担すべきと認められる修繕は、入居者負担となります。

（次ページの表は一例になりますので、不明な点は指定管理者へご確認ください。）

(3) 駐車場の修繕について

県営住宅の共同施設として整備された駐車場の修繕は、自治会を通じて手続きをしてください。

なお、入居者が駐車場使用上の不注意等により損傷し、又は、汚損したときの修繕は、入居者の負担となります。



入居者（自治会等を含む）が負担する修繕

区分		内容
玄関廻り	1	・室名札、牛乳受、新聞受、郵便受（集合郵便受を除く。）の修理、取替え
畳	1	・畳表の表替え、裏返し、畳縁の交換
	1	・床材の汚損による清掃、美装、取替え
	1	・フローリングの剥れ、磨耗による修理、取替え
	1	・クッションフロアの剥れによる修理、取替え
仕上げ	2	・仕上げがペンキ塗り箇所の補修、塗装替え（建具、バルコニーの手摺、窓落下防止柵、物干し金物を含む。）
	3	・仕上げがクロス張り箇所の補修、張替え
バルコニー	1	・バルコニー排水溝、排水口の清掃
	1	・障子紙、フスマ紙の修理、張替え
	2	・ガラスの入替え、パテ付け、ビード付け
建具	3	・建具部品（ガラスパッキング、タイト材、モヘヤ、風止め板、外れ止め、振れ止め、ホールプレート、小口カバー、操作つまみ、水抜き具、丁番、戸車、クレセント、鍵、シリンドラー、ノブ、レバーハンドル、取っ手、引手、ドアチェーン、ドアスコープ、戸当り（涙目を含む）、アームストップバー）の修理、取替え ・玄関ドアチェック、ドアクローザーの調整
	4	・鍵、シリンドラーを破損又は紛失した時の取替え
	5	・内部建具の開閉調整
	6	・内部建具の汚損による美装、取替え
	7	・戸ブスマのクロスの補修、張替え
収納	1	・押入れの棚板の修理、取替え ・物入れの扉、棚板の修理、取替え ・くつ箱の棚、戸及び戸の金物の修理、取替え
倉庫	1	・倉庫の棚の修理、取替え ・扉の金物（丁番、鍵金物、取っ手）の修理、取替え
換気空調	1	・換気口、換気ガラリ、換気レジスター（フィルターを含む。）の修理、取替え
	2	・クーラースリーブのキャップの修理、取替え
給水排水	1	・給水栓（パッキン、その他付属部品を含む）の修理、取替え（給水栓付根からの水漏れは除く。）ただし、シングルレバー式の混合給水栓については、レバーの取っ手及び吐水口部分のみとする。 ・緊急止水弁付洗濯機用水栓の修理、取替え
	2	・排水口の目皿（浴室、流し、バルコニー等）の修理、取替え ・ヘアーキャッチの修理、取替え
	3	・雨どい、通路側溝、屋内排水管、屋外排水管、排水樹、雨水樹の清掃及び詰まりの解消（屋上などの管理上入居者が入れない箇所は除く。）
台所	1	・台所収納棚類の修理、取替え
	2	・流し台、コンロ台、調理台、吊り戸棚の部品（取っ手、丁番）の修理、取替え及び表面材の剥がれや汚損による修理、取替え
	3	・流し台に付属の可動網棚、包丁入れの修理、取替え
	4	・水切り棚の修理、取替え
給湯器	1	・給湯器フィルターの清掃、交換
衛生設備	1	・流し、洗面器、浴槽のゴム栓及び鎖の修理、取替え
	2	・洗面化粧台の鏡、スイッチ、電球、コンセント、丁番の修理、取替え ・洗面化粧台に取付けてあるシャワーホース、シャワーヘッド、シャワーハンガーの修理、取替え
	3	・洗面器、手洗器、洗濯機パンの排水の詰まりの解消
	4	・タオル掛け等の修理、取替え、取付け

区分		内容
便 所	1	・便器、ロータンク本体の汚損による取替え
	2	・便器の排水の清掃、詰まりの解消
	3	・便器の便座及びフタの修理、取替え、取付け
	4	・便所手摺の汚損による修理、取替え
	5	・ペーパーホルダー、タオル掛け等の修理、取替え、取付け
浴 室	1	・浴槽の汚損による修理、取替え
	2	・浴槽のヒビ割れによる修理、取替え
	3	・浴槽のフタの修理、取替え
	4	・浴室手摺の汚損による修理、取替え
	5	・シャワーホース、シャワーヘッド、シャワーハンガーの修理、取替え ・シャワースライドバーの可動ハンガー部分の修理、取替え ・シャワー付き混合水栓のフィルターの清掃、取替え
	6	・浴室　・浴槽の排水の清掃、詰まりの解消
電 気 設 備	1	・住戸内の照明器具の球替え（電球、蛍光灯、グローランプの交換）
	2	・外灯、自転車置場及び共用部分（廊下、階段、ピロティなど）の照明器具（非常用照明を含む）の球替え（電球、蛍光灯、グローランプの交換）。（避難誘導灯の球替えは県負担）
	3	・配線器具（スイッチ、コンセント、アース端子、これらのプレート）の修理、取替え（配線部分は除く。）
	4	・ブザー　・チャイム設備（本体、スイッチ）の修理、取替え（配線部分は除く。）
	5	・台所換気扇の故障、破損、汚損による清掃、修理、取替え。（レンジフードファンについては6による。）
	6	・レンジフード及びダクトファンの電球　・フィルターの交換 ・レンジフード及びダクトファンの清掃
	7	・テレビアンテナ端子の修理、取替え（配線部分は除く。）
集会所（室）及び共用物置	1	・この修繕区分表を適用し、負担する修繕は各部位による内容と同様とする。
エレベーター	1	・床マット及び壁養生カバーの清掃、取替え
ガス設備	-	-
消火器等	-	-
外 構	1	・児童遊園の遊具、ベンチの修理、取替え ・児童遊園の砂場の砂等の補充
	2	・団地内空地の整地（舗装部分は除く。）
	3	・団地内空地の清掃、除草
	4	・樹木・草花の手入れ（剪定、施肥、消毒、駆虫） ・落ち葉の清掃　・処分
	5	・ネットフェンスの故意　・いたずらによる穴開きなどの修繕
費 用 負 担	1	・共用施設の廊下、階段、エレベーター、集会所、ポンプ、外灯、屋外散水栓等の電力、上下水道、ガスの使用料及びその他維持運営に関する費用
	2	・ゴミ置場の清掃、消毒費用
	3	・浄化槽の点検、維持管理に要する費用
駐 車 場	1	・入居者負担部分は特にないが、故意や過失によるものは入居者で負担して修繕して頂きます。
そ の 他	1	・害虫（シロアリ、スズメバチは除く。）、害獣、害鳥の駆除・処分・鳥の巣の撤去

※ 修繕による器具の取替の際は、取替前のものと同等の機能の器具を取付けるようにしてください。